

# 大学入学者選抜改革推進委託事業実施要項

平成31年1月25日  
高等教育局長裁定

## 1. 趣 旨

高大接続改革を実現するためには、高等学校教育と大学教育との間に位置する大学入学者選抜の改革が不可欠であり、各大学（短期大学も含む。以下同じ。）の入学者選抜において、「知識・技能」の十分な評価が行われるとともに、「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（以下、「主体性等」という。）に関する評価がより重視されることとなるよう、改革を進める必要がある。

本事業は、こうした背景を踏まえ、3. に示す大学入学者選抜に関する専門的・実証的な研究能力を有する機関に委託して、2. に示す特に「主体性等」に関する多面的・総合的な評価を行うための実践的で具体的な評価手法を構築し、その成果を全国の大学に普及することにより、各大学の入学者選抜改革を推進するものである。

## 2. 委託業務の内容

「主体性等」をより適切に評価するためには、高等学校が提出する調査書を積極的に活用することが有効であり、そのためには調査書の電子化が喫緊の課題とされている。そのため、本委託事業においては、電子調査書の普及と一般選抜においても電子調査書が効果的に評価できる環境整備及び調査書における評価の在り方の調査研究を実施する。

具体的には、受託機関が大学等と連携し、以下、I. に記載する「調査書の電子化に係る課題」について、II. に記載する調査研究を行い、電子調査書の普及及び電子調査書が効果的・効率的に作成・活用される環境を構築する。また、成果は全国の大学入学者選抜においても広く利用できるよう整理し公表する。

### I. 調査書の電子化に係る課題

- ・重要性の高い個人情報である調査書データを扱うセキュリティ環境について、各大学・教育委員会・高等学校でその扱いや環境が異なる場合、全体としてのコストの無駄と電子化の普及の遅れが懸念
- ・調査書データが実際の一般選抜等で活用できるようにするためには、記載する高等学校側と評価する大学側との間で記載方法等に関する共通認識が必要との指摘

## II. 調査研究事項

- (1) 電子調査書を活用した評価モデルの検討（電子調査書を効果的・効率的に、高等学校側で作成し大学で活用できる電子調査書の在り方等検討）  
※ 高等学校・大学の両方の観点が入る検討体制を整備することが望ましい。
- (2) 電子調査書授受（連携）システムの設計・構築の検討（セキュリティを確保する環境構築を含む）

### 【電子調査書授受（連携）システム】

- ・高等学校と大学の間において、本システムを利用（システム連携）し、出願者の電子調査書を授受する。
- ※ なお、校務システム等の整備状況が各教育委員会等により異なるため、電子調査書作成について、①校務支援システム内で作成（本事業では開発対象外）し、本システムを使って授受する場合と、②当面は本システム内で作成し授受する場合が想定されることから、本システムは両者へ対応することが望ましい。

- (3) (1) (2) に関する実証的検証（複数の大学・教育委員会・高等学校の連携の下、電子調査書を用いた入学者選抜の実施）
- (4) その他、調査書の電子化の推進を支援する仕組み・方策の検討

## III. 留意事項

- (1) 高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）及び「平成33年（2020年）度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」（平成29年7月13日）で示された「主体性等」の評価に関する考え方や改善の方向性等とともに、次期学習指導要領などに留意
- (2) 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への配慮（クラウド等の活用も含め、データの利活用とセキュリティの確保の両立に向けた、当該ガイドラインの今後の検討の方向性を十分に踏まえること）
- (3) 予想されるシステム改修（調査書様式の見直し等）への配慮（例：調査書記載項目の定義体付与等、汎用性のある内容の検討）
- (4) 平成28年度～30年度大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の成果を踏まえた開発への配慮（「JAPAN e-Portfolio」の活用は可能であるが必須ではない）
- (5) 全国の各大学・教育委員会・高等学校等が、2022年度（2021年度実施）入学者選抜から電子調査書対応が可能となるよう配慮

(各々の係るシステム改修・準備等に必要な情報(例えば、電子調査書授受(連携)システムと統合型校務支援システムの連携に関する仕様等)を適切な時期に公開する等)

(6) 本委託業務は政府情報システムの整備及び管理に係るものであることから、その実施に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)を参照すること。

また、情報セキュリティの確保のため、以下の関係文書に準拠すること。

- ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)(NISC)
- ・安全なウェブサイトの作り方(IPA)
- ・SSL/TLS暗号設定ガイドライン(IPA)

#### IV. 想定スケジュール

2019年度(1年目)	2020年度(2年目)
<p><b>【前半～】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子調査書を活用した評価モデルの調査研究</li> <li>○電子調査書授受(連携)システム設計・構築(セキュリティを確保する環境構築を含む)</li> </ul>	<p><b>【前半】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1年目の成果(課題)を踏まえたシステム等の改修</li> </ul>
<p><b>【後半】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○複数の教育委員会と大学が連携し、電子調査書を活用した個別選抜の実施&lt;実証事業1&gt;</li> </ul>	<p><b>【後半】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1年目の課題を踏まえた個別選抜&lt;実証事業2&gt;の実施</li> <li>○電子調査書授受(連携)システムの成果普及</li> <li>○電子調査書を活用した評価モデルの成果の普及</li> </ul>

#### 3. 業務の委託先

委託業務の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた国公立大学、独立行政法人、公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む一般社団・財団法人、調査研究機関(法人格を有しない団体を除く。以下「大学等」という。)とする。

#### 4. 委託期間

原則として、委託を受けた日から同年度の3月31日とする。ただし、文部科学省において複数年にわたり事業を実施することが必要と判断した場合、2か年度を限度として、予算成立を条件に複数年間の委託を行うものとする。なお、契約は単年度毎に締結するものとする。

## 5. 委託手続

- (1) 大学等が事業の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容が適切であると認めた場合、大学等に対し事業を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（設備備品費、人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、大学等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

## 7. 業務の遂行及び経費の取扱い

委託を受けた大学等は、別添の「大学入学者選抜改革推進委託事業」実施要領により、業務の遂行及び経費の支出を行うものとする。

## 8. 事業実施状況等の実態調査

文部科学省は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができるものとする。

## 9. 知的財産権等

- (1) 本事業の実施に伴い発生した知的財産権及びコンテンツに係る知的財産権は、文部科学省に帰属させるものとする。
- (2) 本事業の実施により委託先が作成した成果物（パンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するもの）の著作権及び所有権は、委託先に帰属させる。
- (3) 上記9(2)の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は、成果物を無償にて文部科学省及び他の大学等が利用することを許諾することとする。

## 10. 財産権

本事業の委託経費により取得した設備備品等の財産権は、文部科学省に帰属させるものとする。

## 11. 成果の普及・活用

本事業に参画する大学等は、文部科学省とも連携しつつ、成果報告書等の関係機関等への配付、活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、事業の計画及び報告に当たり、成果物の活用方法を明示し、事業終了後も成果物の活用促進について定期的に報告を行うなど、文部科学省が行う委託事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。

## 12. その他

- (1) 文部科学省は、大学等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、大学等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 大学等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。
- (6) 平成31年5月以降の元号については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記している。

# 「大学入学者選抜改革推進委託事業」実施要領

平成31年1月25日  
高等教育局長裁定

(法令等の遵守)

第1条 大学入学者選抜改革推進委託費における委託業務に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。ただし、指定された事業において、別に定めがある場合は、それに従うものとする。

(委託契約書)

第2条 委託契約書（以下「契約書」という。）の様式は、様式第1とし、委託変更契約書の様式は、様式第2のとおりとする。

2 前項に定める契約書により難しい場合は、必要に応じて委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）協議のうえ加除修正を行うことができる。

3 乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の組織内において、乙の指定する者に行わせる場合には、その定めを明記した規程等を甲に提出するものとする。

(会計処理関係)

第3条 契約書第59条に定める帳簿の様式は様式第3のとおりとする。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されていれば、乙において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えない。

第4条 契約書第59条に定める支出を証する書類とは次に掲げるものをいう。

- (1) 設備備品費は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、請求書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (2) 人件費は、備上決議書（日額、時間給の決定事項を含む）、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (3) 事業費（諸謝金）は、実施決議書（支給額の決定事項を含む。）、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (4) 事業費（旅費）は、旅行の事実が確認できる決議書、請求明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類（航空機を利用する場合にあっては航空券の写し、搭乗券又はこれらに類する書類）
- (5) 事業費（借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、請書、契約書、納品書、請求書、領収書等）並びに会計伝票又はこれらに類する書類
- (6) 再委託費は、契約及び支払の関係の書類（契約書、請求書、領収書等）並びに会計伝票又はこれらに類する書類
- (7) その他の経費は、(1)に準ずる書類とし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、明細書等及び会計伝票又はこれらに類する書類

第5条 前条の書類は、第3条に定める帳簿に記載された順番に整理しておかなければ

ならない。また、第3条の帳簿とともに業務終了後5年間保管し、甲の指示のあった場合直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。

第6条 物品の無償貸付関係の書類は、物品を返納するまで保管しなければならない。

第7条 委託業務にかかわる経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託業務の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第4条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。
- (2) 人件費の単価については、受託者において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。又、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定める。
- (3) 人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認めた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- (4) 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが、この場合の時間給単価は基準内時間の時間給単価と同額とする。
- (5) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- (6) 本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。

(再委託)

第8条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この受託業務を実施するにあたり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第4（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(再々委託の履行体制の把握)

第9条 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類「様式第5（再々委託届出書）」を甲に提出するものとする。

(委託契約及び業務計画の変更等)

第10条 契約書第10条第1項に定める申請は、様式第6の「業務計画変更承認申請書」による。

2 契約書第3条第1項に定める委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は様式第7の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約のとりかわしを以ってその承認とする。

第11条 契約書第11条に定める申請は、様式第8の「委託業務中止（廃止）承認申請書」による。

（完了（廃止）報告）

第12条 契約書第12条に定める報告は、様式第9の「委託業務完了（廃止）報告書」による。

（額の確定）

第13条 甲が契約書第15条に基づき「委託業務完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第3条及び第4条に掲げる書類を提示しなければならない。

（委託費の支払）

第14条 契約書第16条第2項に定める支払いの請求は、様式第10の「請求書（精算払）」によるものとする。

第15条 乙は、契約書第16条第4項に基づき、甲が必要と認めた場合に限り、概算払いを受けることができる。なお、甲は概算払いの必要性を確認するため、乙に対し、様式第11の「支払計画書」の他、必要な書類の提出を求めることができる。

2 乙は、前項により、概算払いの必要性が認められ、概算払いを希望するときは、様式第12の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第16条 甲が、前条第2項に基づき提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めた場合、乙は、様式第13の「請求書（概算払）」を甲に提出するものとする。甲はこの請求に基づき、概算払いを行うものとする。

第17条 委託費の支払いについては、様式第14の「銀行振込依頼書」を甲に提出するものとする。また、振込先の金融機関は国庫振込取扱店とすること。

（過払金の返還）

第18条 契約書第17条に定める返還は、歳入徴収官（又は官署支出官）より別途送付する納入告知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

2 前項の返還に際し、納入遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として付すことができる。

（成果報告）

第19条 契約書第18条に定める報告書は、様式第15の「委託業務成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第16による「無断複製等禁止の標記について」を行うこと。

(資産の管理)

第20条 乙は、契約書第19条第1項に基づき、委託費により取得した10万円以上かつ耐用年数が1年以上の設備備品等については様式第17の「資産及び預り資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式がある場合は、これによることができる。

2 契約書第19条第2項に定める標示は、様式第18の「標示ラベル」とする。ただし、乙に同様の備品ラベルがある場合は、これによることができる。

第21条 甲は、契約書第19条第3項に基づき、所有権の移転を指示するにあたっては、個々の資産について指示するものとする。

2 乙は、契約書第19条第3項に基づき、所有権を移転しようとする場合は、様式第19の「取得資産の所有権移転書」を甲に提出するものとする。

3 前項に規定する所有権は、甲が乙から前項の書面を受理した日をもって移転が完了したものとする。

第22条 乙は、委託業務を履行するために必要な物品の無償貸付については、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令に定めるところによるものとし、様式第20の「物品の無償貸付申請書」により甲に申請しなければならない。また、乙は、国からの無償貸付承認通知書を受け様式第21の「借受書」を提出するものとする。

2 委託業務完了後に、前条により所有権移転した物品を引き続き使用することを希望する場合の手続きも同様とするものとする。

第23条 乙は、委託業務完了後、所有権移転を行うまでの間、預かっている資産及び第22条により貸付を受けた資産について、様式第17の「資産及び預り資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式がある場合は、これによることができる。

第24条 乙は、貸付物品が亡失又は損傷した場合は、様式第22の「亡失・損傷報告書」により速やかに甲に報告しなければならない。

第25条 乙は、第22条により無償貸付の申請を行い、承認された物品を返納する場合には様式第23の「借用物品返納書」により甲に通知しなければならない。

第26条 所有権を移転した物品の有償貸付、その他の処分については、甲が別に定めるところによるものとする。

(知的財産権)

第27条 産業技術力強化法19条に基づき、委託業務上の成果に係る「知的所有権」を乙から甲に譲渡させることなく乙に帰属させる場合の契約書第21条第1項に基づく書面は様式第24の「確認書(知的財産権)」とする。また、同第23条第1項に基づく「産業財産権出願通知書」は様式第25、同条第3項に基づく「産業財産権通知書」は様式第26、同条第4項に基づく「著作物通知書」は様式第27、同条第

5項に基づく「産業財産権実施届出書」は様式第28、同第24条第2項に基づく「移転承認申請書」は様式第29、同条第3項に基づく「移転通知書」は様式第30、同第25条第2項に基づく「専用実施権等設定承認申請書」は様式第31とする。

(コンテンツに係る知的財産権)

第28条 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条に基づき、委託業務で制作したコンテンツに係る成果に係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく、乙に帰属させるための契約書第33条第1項に基づく書面は様式第32の「確認書(コンテンツ)」とする。また、同第35条第1項に基づく「産業財産権出願通知書」は様式第25、同条第3項に基づく「産業財産権通知書」は様式第26、同条第4項に基づく「著作物通知書」は様式第27、同条第5項に基づく「コンテンツ利用届出書」は様式第33、契約書第36条第2項に基づく「移転承認申請書」は様式第29、同条第3項に基づく「移転通知書」は様式第30、契約書第37条第2項に基づく「専用実施権等設定承認申請書」は様式第31とする。

(個人情報の取扱い)

第29条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、契約書第43条第2項に定める申請は、様式第34の「個人情報利用申請書」によるものとする。

(成果の利用等)

第30条 乙は、契約書第44条に定める申請は、様式第35の「文部科学省著作刊行物の複製(引用)許可申請書」による。

2 乙は、前項による成果の利用等に当たっては、文部科学省からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

(取引停止措置)

第31条 甲は、乙が文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱要領により取引停止措置を行う。

(変更届)

第32条 契約書第58条に定める通知は、様式第36の「変更届」による。

(その他)

第33条 様式は、日本工業規格に定めるA列4番とする。

第34条 委託事業に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、委託者が別に定めるものとする。

第 3 5 条 この要領は、平成 3 1 年度委託契約締結分から適用する。

## 様式第1（委託契約書）

### 委 託 契 約 書

支出負担行為担当官文部科学省高等教育局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と《受託者を記入》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（1）委託業務名

（2）委託業務の内容及び経費（別添）業務計画書のとおり。ただし、第10条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。

（3）委託期間 契約締結日から平成 年 月 日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、○, ○○○, ○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に108分の8を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

#### (再々委託の履行体制の把握)

- 第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
  - 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

#### (中間報告)

- 第9条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

#### (業務の変更)

- 第10条 乙は、第47条に規定する場合を除き、(別添)業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとする場合に、次の各号に該当する場合は、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。
- (1) 業務計画書の「Ⅰ 委託業務の内容」に関する変更（ただし、業務の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。）
  - (2) 業務計画書の「Ⅱ 委託業務 経費予定額」に関する変更で、費目と費目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの費目の額が3割（その費目の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円）を超えて増減する場合
  - (3) 業務計画書の「Ⅱ 委託業務 再委託費内訳」に関する変更で、費目と費目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの費目の額が3割（その費目の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円）を超えて増減する場合
  - (4) 業務計画書の「Ⅱ 委託業務 再委託費内訳」に関する変更で、乙が再委託費を変更することにより、いずれかの再委託先の再委託費が5割を超えて増減する場合

なお、甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

- 2 業務計画書の「Ⅱ 委託業務 経費予定額」に関する変更で、同じ費用内の種別と種別間で経費の流用を行うことにより、いずれかの種別の額が3割（その種別の3割に当たる額が50万円未満の場合は50万円）を超えて増減する場合は、事前に甲に連絡し、甲の了承を得るものとする。

#### (業務の廃止等)

第11条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

#### (委託業務完了(廃止)報告)

第12条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

#### (調査)

第13条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

#### (額の確定)

第14条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

#### (実地調査)

第15条 第13条及び前条の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

#### (委託費の支払)

第16条 甲は、第14条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

#### (過払金の返還)

第17条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第14条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

#### (成果報告)

第18条 乙は、委託業務の完了した日又は廃止の承認の日から60日を経過した日又は翌会計年度の5月30日のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書30部及びその電子データを甲に提出するものとする。

#### (資産の管理及び財産権の移転)

第19条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託業務により取得したものである旨を標示しなければならない。

3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。

4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

#### (知的財産権の範囲)

第20条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」という。)

(3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下、「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

#### (知的財産権の帰属)

第21条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第23条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に

許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （成果の利用行為）

第22条 乙は、第21条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

#### （知的財産権の報告）

第23条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第25条第3項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

#### （知的財産権の移転）

第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第21条、第22条、

第23条、第25条、第26条、第27条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第21条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### (知的財産権の実施許諾)

第25条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第21条、第22条、第27条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第21条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

#### (知的財産権の放棄)

第26条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### (ノウハウの指定)

第27条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

#### (知的財産権の管理)

第28条 乙は、第21条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
  - (2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

#### (職務発明規程の整備)

第29条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約

を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

#### (知的財産権の使用)

第30条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

#### (コンテンツの定義)

第31条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するものをいう。

#### (コンテンツに係る知的財産権の範囲)

第32条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

(3) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びに特定情報の使用及び開示をいう。

#### (コンテンツに係る知的財産権の帰属)

第33条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第35条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で

当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（コンテンツに係る国等による無償の実施）

第34条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

（コンテンツに係る知的財産権の報告）

第35条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（コンテンツに係る知的財産権の移転）

第36条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第33条、第34条、第35条、第37条、第38条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(コンテンツに係る知的財産権の実施許諾)

第37条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第33条、第34条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第33条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を地帯なく甲に提出しなければならない。

(コンテンツに係る知的財産権の放棄)

第38条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(コンテンツに係る特定情報の指定)

第39条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

(コンテンツに係る知的財産権の管理)

第40条 第33条第2項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(コンテンツに係る職務発明規程の整備)

第41条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員(以下「従業員等」という。)が行った発明等が委託業務事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産所有権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(コンテンツに係る知的財産権の使用)

第42条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

第43条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

5 乙は、甲から預託された個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

8 乙は、自ら又は全再委託（再々委託を含む）の相手方に対し、本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

(成果の利用等)

第44条 乙は、成果の公開や報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握等を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、甲が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。ただし、成果の利用に伴い収益が発生するときは、文部科学省著作刊行物の複製（引用）許可申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第45条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第46条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第47条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第48条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第49条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第50条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の第218項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第51条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極

- 的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第5 2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第5 3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第5 4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5 5条 甲は、第5 1条、第5 2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第5 1条、第5 2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第5 6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)



別添（業務計画書）

# 業 務 計 画 書

## I 委託業務の内容

### 1. 業務題目

※ 業務の趣旨・目的を明確かつ簡潔に記載

### 2. 業務の目的

※ 業務の目的を具体的に記載

### 3. 業務の期間

※ 原則、業務の開始予定年月日から終了予定年月日まで記載

### 4. 当該年度における業務実施計画

※ 業務の趣旨・目的が達成されるために必要な課題を具体的に記載

### 5. 業務実施体制

課 題 項 目	実 施 場 所	業務担当責任者

### 6. 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

### 7. この業務に関連して補助金等を受けた実績

補助金等の名称	交 付 者	交 付 額	交付年度	業務項目

※ 本委託業務が継続課題の場合、前年度までの委託契約は過去の実績として記載しない。

### 8. 知的財産権の帰属

※ 「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	
	円

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

## II 委託業務経費

※ 経費の計上にあたっては、別紙「経費計上の留意事項等」を参照して下さい。

### 1. 経費予定額

(単位：円)

費目	種別	内訳	経費予定額
設備備品費	設備備品費		
		小計	
人件費	賃金		
		小計	
事業費	諸謝金		
		小計	
	旅費		
		小計	
	借損料		
		小計	
	消耗品費 (図書購入費)		
		小計	
	会議費		
		小計	
通信運搬費			
	小計		
雑役務費			
	小計		
上記以外の経費 (例) 光熱水料 電話料 保険料 等			
	小計		
消費税相当額			
	小計		
再委託費	再委託費		
合計			

※事業規模に応じ、適宜上記種別区分を費目区分としてください。(以下同じ)

## 2. 再委託費内訳

機関名：

(単位：円)

費目	種別	内訳	経費予定額
		.....	
		小計	
合計			

※連携大学等ごとに表を作成してください。

## Ⅲ その他

### 1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏名	職名	連絡先（TEL 番号, FAX 番号, メールアドレス）
（責任者）		
（事務担当者）		

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者（必ず記入すること）  
事務担当者は、実際に当省委託課（室）との窓口となる者（必ず記入すること）

## 経費計上の留意事項等

「費目」は必ず下記名称を用い、経費が発生しない場合は省略することとする。

## ○ 設備備品費

- ・事業内容に照らして、当然備えているべき機器・設備等は対象外とし、必要やむを得ない場合にのみ計上する。
- ・当該委託業務で取得する所有権移転の対象となる備品は、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械、装置、工具、器具、什器等とする。
- ・資産価値を増大する改造（機能向上）については、当該委託業務で取得した物品についてのみ対象とし、受託者が所有する物品の改造は認められない。

## ○ 人件費

- ・事業に必要な期間において、直接従事する者の雇用等経費を記載する。  
なお、「人件費付帯経費」は社会保険料雇用主負担、児童手当拠出金等の公租公課や職員の通勤に係る交通費等を記載すること。
- ・既に国費で人件費を措置されている職員等については計上できない。

## ○ 事業費

- ・事業を行うために必要な「諸謝金」、「旅費」、「借損料」、「消耗品費」、「会議費」、「通信運搬費」、「雑役務費」等種別ごとに記載すること。
- ・「消費税相当額」には、人件費（交通費を除く）・諸謝金及び外国旅費（支度料と国内消費分を除く）等の合計額の8%を記載すること。

※ 課税対象経費は消費税を含めた金額で記載し、課税対象経費以外については 消費税相当額を別途「消費税相当額」に記載すること。

## ○ 再委託費

- ・本事業は、入学者選抜の実施主体である大学との連携により、専門的・実証的な調査研究を実施し、本事業の成果を各大学に普及させることを目的としているため、大学以外の第三者への委託（再委託）については、効率的・効果的な調査研究及び成果普及が期待できる場合に計上すること（なお、法人格を有しない団体に再委託することはできない。）。
- ・委託の目的を達成するために付随して必要となる印刷等の軽微な請負業務等は雑役務費とすること。



様式第3（帳簿様式）

1. 決算総括表

区分	費目	種別	契約額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備考	
支 出	設備備品費	設備備品費					
	人件費	賃金					
	事業費	諸謝金					
		旅費					
		借損料					
		消耗品費 (図書購入費)					
		会議費					
		通信運搬費					
		雑役務費					
		上記以外の経費 (例) 光熱水料 電話料 保険料 等					
		消費税相当額					
		再委託費					
	合計						
	収 入	委託費の額					
自己調達額							
その他							
合計							

2. 決算費目別内訳

(費目) 設備備品費

種別及び 品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	備考
計								

(費目) 人件費

氏名	金額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
計				

(費目) 事業費 (諸謝金)

氏名又は 支払先	役職等	時間	単価 (円)	金額 (円)	摘要	支払 年月日	備考
計							

(費目) 事業費 (旅費)

氏名	役職等	金額(円)	摘要	用務先	支払 年月日	備考
計						



(費目) 事業費 (雑役務費)

品名 (内 訳)	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要	支払 年月日	取引 対象者	備考
計							

(費目) 事業費 (上記以外の経費)

種別及び 品名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	備考
計								

(費目) 事業費 (消費税相当額)

種別及び品名	金額 (円)	内訳
計		

(費目) 再委託費

再委託 業務課題	再委託先名	金額 (円)	支払年月日	備考
計				

(記載要領)

1. 業務計画書の「Ⅱ. 委託業務経費の内訳」に掲げる費目ごとに本様式による帳簿を設け、当該費目の種別毎にその経費の内容を表示すること。
2. 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載する。
3. 「引取年月日」は、物品の検収年月日を記載すること。
4. 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意志決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出伺文書の決裁のあった日）を記載すること。

様式第4（再委託承認申請書）

再委託承認申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成 年 月 日付け平成 年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）の業務計画のうち、下記によりその一部を再委託したいので、委託契約書第〇条第〇項の規定により承認願います。

記

1. 再委託先（住所及び氏名）
2. 再委託を必要とする理由
3. 再委託を行う業務の範囲
4. 所要経費

円

様式第5（再々委託届出書）

再々委託届出書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成 年 月 日付け平成 年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）の業務計画のうち、下記によりその一部を再々委託しますので、委託契約書第〇条第〇項の規定により届け出ます。

記

1. 再委託先
2. 再々委託先（住所及び氏名）
3. 再々委託を行う業務の範囲

様式第 6 (業務計画変更承認申請書)

業務計画変更承認申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》(契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること)の業務計画を、下記により変更したいので承認願います。

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更の理由

3. 変更が業務計画に及ぼす影響及び効果

様式第7（委託契約変更承認申請書）

委託契約変更承認申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）の委託契約を、下記により変更したいので承認願います。

記

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更の理由

3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

様式第8（委託業務中止（廃止）承認申請書）

委託業務中止（廃止）承認申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）の委託契約を、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第〇条第〇項の規定により承認願います。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

様式第9（委託業務完了（廃止）報告書）

委託業務完了（廃止）報告書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）は、平成〇年〇月〇日に完了（廃止）したので、委託契約書第〇条第〇項の規定により、下記の書類を添えて報告します。

なお、委託契約書第〇条第〇項に規定する知的財産権（又は著作権等）は、無償で譲渡します。

記

1. 業務結果説明書（別紙イ）
2. 業務収支決算書（別紙ロ）
3. 取得資産一覧表（別紙ハ）

## 業務結果説明書

### 1. 業務の実績

#### (1) 業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

#### (2) 業務の実績の説明

## 業務収支決算書

## 1. 決算総括表

区分	費目	種別	契約額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備考	
支 出	設備備品費	設備備品費					
	人件費	賃金					
	事業費	諸謝金					
		旅費					
		借損料					
		消耗品費 (図書購入費)					
		会議費					
		通信運搬費					
		雑役務費					
		上記以外の経費 (例) 光熱水料 電話料 保険料 等					
		消費税相当額					
		再委託費					
	合計						
	収 入	委託費の額					
自己調達額							
その他							
合計							

2. 決算費目別内訳

(A) 支出

(費目) 設備備品費

種別及び 品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	備考
計								

(費目) 人件費

氏名	金額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
計				

(費目) 事業費 (諸謝金)

氏名又は 支払先	役職等	時間	単価 (円)	金額 (円)	摘要	支払 年月日	備考
計							

(費目) 事業費 (旅費)

氏名	役職等	金額(円)	摘要	用務先	支払 年月日	備考
計						



(費目) 事業費 (雑役務費)

品名 (内 訳)	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要	支払 年月日	取引 対象者	備考
計							

(費目) 事業費 (上記以外の経費)

種別及び 品名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	備考
計								

(費目) 事業費 (消費税相当額)

種別及び品名	金額 (円)	内訳
計		

(費目) 再委託費

再委託 業務課題	再委託先名	金額 (円)	支払年月日	備考
計				

(B)収入

種 別	摘 要	金 額(円)	備 考
委 託 費 の 額			
自 己 調 達 額			
そ の 他			
計			

## 取得資産一覧表

費目	品名	仕様	製造又は取得価格	製造又は取得年月日	数量	単価	設置場所(住所)	備考

## (記載要領)

## 1. 物件の分類について

設備備品については製造又は取得した単位毎に記載する。ただし、設備備品等に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として記載する。

## 2. 製造又は取得価格について

当該委託先に係る製造原価（材料費、加工費及び直接経費）又は取得価格を記載する。

## 3. 本表は、1年1表ではなく、購入年度順にすべて記載する。（毎年順次追記したものを提出する。）

様式第10（請求書（精算払））

請求書（精算払）

平成〇年〇月〇日

官署支出官  
文部科学省大臣官房会計課長 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名 印

請求額 金 円也

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）について、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により額の確定通知があったので、委託契約書第〇条第〇項の規定により委託費の精算払を請求します。

内 訳

受託金額	円
概算払金額 (a)	円
確定金額 (b)	円
差引金額 (請求額) (b) - (a)	円

取引銀行  
支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名義 (加) (※)  
口座名義 (漢字)

※ (カナ) には (漢字) のフリガナではなく通帳に記載してあるカナ文字のみ記入して下さい。

様式第 1 1 (支払計画書)

平成〇年度《委託業務名》支払計画書

受託者名

(単位：円)

費目及び種別	第 1 ・ 四半期				第 2 ・ 四半期				第 3 ・ 四半期				第 4 ・ 四半期				合 計
	4 月	5 月	6 月	小 計	7 月	8 月	9 月	小 計	10 月	11 月	12 月	小 計	1 月	2 月	3 月	小 計	
合 計																	

(記載要領)

1. 各月ごとの費目別の支出予定金額を入力する。その他の経費については費目の下の種別についても入力。(費目・種別は契約に合わせて適宜修正)。
2. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上する。
3. 一般管理費は、毎月定率(定額ではない)又は最終月一括計上のいずれかとする。

様式第 1 2 (委託費支払計画書)

委託費支払計画書  
(第〇〇回)

平成〇年〇月〇日提出  
平成〇年〇月〇日現在

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名

委託業務名

(単位：円)

費目名	当初 契約額	変更 承認済 契約額	支払実績又は予定額								前回まで の概算 払額	今回 概算 払額	備考
			第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・四半期				第4・ 四半期	計			
					10月	11月	12月	計					
合計													

(記載要領)

1. 本表は、第3・四半期における概算払請求する場合の例示である。
2. 概算払の請求は、各四半期毎の所要見込額とする。ただし、各四半期毎に請求を行わない場合には、既に経過した四半期について併せて請求する。
3. 本表は、各月ごとの支払い実績及び見込額を記入して作成すること。第4四半期の3月の欄には、翌月以降の支払予定額ものせること。
4. 変更承認済契約額の欄は、変更承認された場合、又はは変更契約を行った場合のみ記載する。
5. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上する。
6. 一般管理費は、毎月定率（定額ではない）又は最終月一括計上のいずれかとする。
7. 右最上段には本表を作成した日（何日までは実績を計上したか）を記載する。
8. 代表者印等の押印は不要とする。

様式第13（請求書（概算払））

請求書（概算払）

平成〇年〇月〇日

官署支出官  
文部科学省大臣官房会計課長 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名 印

請求額 金 円也

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に対する委託費の概算払を委託契約書第〇条第〇項の規定により請求します。

内 訳

受託金額 (a)	円
概算払済額 (b)	円
今回請求額 (c)	円
差引残額 (a)-(b)-(c)	円

取引銀行  
支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名義（カナ）<sup>（※）</sup>  
口座名義（漢字）

※（カナ）には（漢字）のフリガナではなく通帳に記載してあるカナ文字のみ記入して下さい。

様式第15（委託業務成果報告書）

委託業務成果報告書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に関する成果の報告書を委託契約書第〇条第〇項の規定により、別添のとおり提出いたします。

## 様式第16（無断複製等禁止の標記）

### 無断複製等禁止の標記について

委託業務に係る成果報告書の無断複製等の禁止の標記については、次によるものとする。

本報告書は、文部科学省の〇〇〇〇委託費による委託業務として、《受託者の名称》が実施した平成〇〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目）の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

様式第17 (資産管理表)

資産及び預り資産管理表

(資産管理表)

整理番号					
品名		取得価格	円	付属品 機器 又は その他	
仕様		取得年月日			
		製造年月日			
		製造番号			
年月日	管理場所	管理責任者	印	摘要	

(預かり資産管理表)

国に所有権を移転した年月日

平成 年 月 日

貸付契約締結年月日	貸付期間	貸付を受けた理由(用途)

(記載要領)

1. この表は、一資産毎に作成すること。
2. 「付属品又は関係機器その他」の欄には、当該資産が二つ以上の機器等によって構成されている場合に、その構成機器等の名称、数量、仕様等を記載する。
3. 「摘要」の欄には、管理状況について特記する事項があればその事項を記載する。
4. 国に所有権を移転した際、貸付又は貸付の延長を承認を受けた際には、「預かり資産管理表」に記載する。

様式第 18 (標示ラベル)

標 示 ラ ベ ル

文部科学省委託業務	
平成 年度 ○○○○委託費	
品 名	
備 考	

(注) 備考欄には、業務題目、取得年度、整理番号等を必要に応じ記載する。

様式第19（所得資産の所有権移転書）

取得資産の所有権移転書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）により製造又は取得した資産の所有権については、別紙1のとおり国に移転します。

なお、当該資産の預り証及び処分等に関する希望及び利用計画を別紙2、3のとおり提出します。

別紙 1 (所有権移転明細書)

取得資産の所有権移転明細書

平成〇年度《委託業務名》(契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること)

品名	仕様	数量	単価 (円)	製造又は 取得価格 (円)	取得年月日	保管場所	備考

(記載要領)

1. 既に取得した装置等に機能追加、改造を行った場合には、品名、仕様、単価、製造又は取得価格、取得年月日欄に記入し、機能追加、改造の別を備考欄に記載する。
2. 単体でも使用できる機器類を使用して機能追加、改造を行った場合は、既に取得した装置等の内訳として数量欄も記載する。

別紙2 (預り証)

預り証

平成〇年〇月〇日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること)による所得資産を下記のとおりお預かりします。

記

1. 取得資産

品 名	仕 様	数 量	備 考

2. 保管場所

3. 預り期間 所有権移転の日より当分の間

4. 事務担当者(窓口となる担当者を記載)

住 所 :  
所 属 :  
氏 名 :  
TEL/FAX :  
メールアドレス :

別紙3 (取得資産の処分等)

取得資産の処分等に関する希望及び利用計画

(受託者) 所在地  
 名称  
 代表者名

印

年度	委託業務名						受託者				
							所在地				
品名	仕様	数量	取得価格	取得年月日	設置状況	撤去費用	希望する処分の方法	利用計画	保管場所(住所)	備考	

(記載要領)

1. 「年度」：委託契約の属する年度を記載する。
2. 「品名」：「種別」（又は品名）欄に記載されている事項を記載する。
3. 「設置状況」：機械器具及び移動可能なもの（可搬型）とコンクリート等で固着して容易に移動出来ないもの（非可搬型）の区別を記載する。
4. 「撤去費用」：4の「非可搬型」の資産の撤去費用（荷造り、運搬費用を除く）を必要とするときは、その費用の内容及び概算見積額を記載する。
5. 「希望する処分の方法」：貸付、返納、払下の区分を記載する。
6. 「利用計画」：貸付、払下を希望する資産を使用して行う研究の内容及び関連を簡単に記載する。
7. 「保管場所」：機器を保管する施設名及び住所を記載する。

様式第20（無償貸付申請書）

物品の無償貸付申請書

平成〇年〇月〇日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

物品の貸付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 貸付を希望する物品の品名、仕様、数量及び使用場所  
別紙のとおり。
2. 貸付希望期間  
無償貸付承認の日から平成 年 月 日まで
3. 用 途
4. 貸付を希望する理由
5. 業務計画書  
（業務計画書の写しを添付のこと。）
6. 事務担当者（窓口となる担当者を記載）  
住 所：  
所 属：  
氏 名：  
TEL/FAX：  
メールアドレス：

別紙（貸付を希望する物品の品目等）

品名	仕様	数量	使用場所	取得年月日	取得金額 (円)	備考

（記載要領）

1. 既已取得した装置等に機能追加、改造を行った場合には、品名、仕様、単価、製造又は取得価格、取得年月日欄に記入し、機能追加、改造の別を備考欄に記載する。
2. 単体でも使用できる機器類を使用して機能追加、改造を行った場合は、既已取得した装置等の内訳として数量欄も記入する。

様式第 2 1 (借受書)

借 受 書

平成〇年〇月〇日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって承認のあった下記の委託業務に使用する物品の無償貸付について、承認通知書記載の条件を承諾のうえ、当該物品（別紙のとおり）を確かに借受けました。

記

《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入）

(記載要領)

借受書の提出にあたっては、借受けた物品の名称がわかる書類を提出すること。

様式第22（亡失・損傷報告書）

亡失・損傷報告書

平成〇年〇月〇日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により貸付を受けた物品が亡失（又は損傷）してしまいましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 委託業務名  
平成〇年度「契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入」
2. 貸付年月日
3. 亡失（又は損傷）した物品等の品名、仕様及び数量
4. 亡失（又は損傷）の日時及び場所
5. 亡失（又は損傷）程度又はその状況（事実を説明する書類等を添付）
6. 亡失（又は損傷）の原因となった事実の詳細
7. 亡失（又は損傷）について取った処置
8. 平素における管理の状況
9. その他の参考となるべく事実

様式第23（借用物品返納書）

借用物品返納書

平成〇年〇月〇日

文部科学省大臣官房会計課長 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により無償貸付を承認された物品のうち、下記物品については返納したいと思いますので、下記のとおり通知します。

記

1. 委託業務名

平成〇年度「契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入」

2. 返納理由及び状況

〇〇〇〇等の理由により返納します。

3. 返納品名等

品 名	仕 様	数 量	使用場所	取得年月日	取得金額 (円)	備 考

様式第24（確認書（知的財産権））

確認書（知的財産権）

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、〇〇〇〇委託研究（以下「当該委託」という。）に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る知的所有権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該知的所有権を相当期間（※明確な期間を指定する場合には、〇年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該知的所有権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的所有権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、

合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

様式第25（産業財産権出願通知書）

産業財産権出願通知書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官  
文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、委託契約書第〇条第〇項の規定により通知します。

記

1. 出願に係る産業所有権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願国
4. 出願日
5. 出願番号
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張

添付書類 （1）特許等出願等明細書（写）1部  
（2）受理書（写）1部

様式第26（産業財産権通知書）

産業財産権通知書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る産業財産権の登録等の状況について委託契約書第〇条第〇項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 出願に係る産業所有権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

添付書類 特許証等（写）1部

様式第27（著作物通知書）

著作物通知書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る著作物について委託契約書第〇条第〇項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容

様式第28（産業財産権実施届出書）

産業財産権実施届出書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る産業財産権について、下記のとおり実施しましたので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 実施した知的財産権

産業財産権の種類（※1） 及び番号（※2）	産業財産権の名称（※3）

2. 実施（第三者は実施許諾した場合）

自己・第三者（※4）

（記載要領）

※1. 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するものを記載する。

※2. 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、著作物の登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。

※3. 該当する（1）～（4）の事項を記入する。

（1）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

（2）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

（3）植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

（4）プログラム等にあつては、技術上の成果の名称

※4. 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

様式第29（移転承認申請書）

移転承認申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）の成果に係る知的財産権について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注1） 及び番号（注2）	知的財産権の名称（注3）

2. 移転先

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 承認を受ける理由（注4）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

（1）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

（2）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

（3）その他

（記載要領）

（注1）特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、育成者権、著作権、ノウハウ、

特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

(注 2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号（管理番号を付していない場合）を記載する。

(注 3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

(注 4) 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

①理由が（１）の場合

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる場合は、以下に限定されるものではない。）

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

②理由が（２）の場合

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

③理由が（３）の場合

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

様式第30（移転通知書）

移転通知書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）の成果に係る知的財産権について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注1） 及び番号（注2）	知的財産権の名称（注3）

2. 移転先

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 承認を受ける理由（以下のいずれかを選択する。）

（1）契約書第27条第2項の規定に基づき、国を承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）

イ 子会社又は親会社への移転であるため

ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため

ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため

ニ 合併又は分割による移転であるため

4. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約第〇条から第〇条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

(記載要領)

- (注 1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ又は特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付していない場合)を記載する。
- (注 3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号をし、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

様式第31（専用実施権等設定承認申請書）

専用実施権等設定承認申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注2）、 番号（注3）及び名称（注4）	専用実施権等の範囲 （地域・期間・内容）	

2. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 承認を受ける理由（注5。）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

（1）専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

（2）専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

（3）その他

(記載要領)

(注 1) 特許法第 7 7 条に規定する専用実施権、実用新案法第 1 8 条に規定する専用実施権、意匠法第 2 7 条に規定する専用実施権、商標法第 3 0 条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 1 6 条に規定する専用利用権、種苗法第 2 5 条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。

(注 2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注 3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注 4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

(注 5) 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

① (理由が (1) の場合)

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる場合は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

② (理由が (2) の場合)

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等

の実績または具体的な計画

- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等
- さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）
- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）
  - ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

③（理由が（３）の場合）

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

様式第32（確認書（コンテンツ））

確 認 書（コ ン テ ン ツ）

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、〇〇〇〇委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権は遅延なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その種類その他情報を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係るコンテンツを利用する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該コンテンツを相当期間（※明確な期間を指定する場合には、3年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権

利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

様式第33（コンテンツ利用届出書）

コンテンツ利用届出書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係るコンテンツの利用について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 利用内容

2. 利用したコンテンツ

知的財産権の種類 及び番号（※1）	知的財産権の名称（※2）

3. 実施（第三者は実施許諾した場合） 自己・第三者（※3）

（記載要領）

※1. 番号については、管理する諸団体における管理番号、特定情報の管理番号が付与されている場合は記載する。

※2. 該当する名称を記入する。

※3. 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

様式第34（個人情報利用申請書）

個人情報利用申請書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る個人情報について、下記のとおり利用したいので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用しようとする個人情報
2. 利用方法
3. 利用しようとする機関
4. 利用しようとする期間  
利用承認の日から平成 年 月 日まで
5. 利用を必要とする理由

様式第35（複製（引用）許可申請書）

平成〇年〇月〇日

文部科学省

初等中等教育局長 ○○○○ 殿

（受託者）郵便番号

団体所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

文部科学省著作刊行物の複製（引用）許可申請書

1. 複製（引用）する著作物：

※ 文部科学省刊行物名を記入する。

2. 使用目的：

※ どのような目的で使用するのか、その理由を簡潔に記入する。

3. 掲載ページ：

全〇〇ページ中、〇〇ページ

※ 製作する刊行物のうち、文部科学省著作物が何ページを占めるのかを記入する。

また引用の場合は文部科学省著作物をどのように使用するのか著作物ごとに記入する。

4. 発行部数：

定価をつけて発行される部数

5. 販売価格：

〇〇〇円（本体価格〇〇〇円、税〇〇円） ※ 総額表示にすること

6. 販売分野：

※ どのような団体・個人を対象に販売するかを記入する。

7. 発行予定年月日：

平成〇〇年〇〇月〇〇日

様式第36（変更届）

変 更 届

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文部科学省〇〇〇〇局長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け平成〇年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）について、下記の事項を変更したので委託契約書第〇条の規定により、通知します。

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更が生じた日付 平成 年 月 日

3. 変更の理由